

事務連絡  
令和3年5月27日

各関係機関の長 殿

三重労働局雇用環境・均等室長

不妊治療と仕事の両立支援に関する周知啓発について



平素より、労働行政の推進につきまして、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、近年、働きながら不妊治療を受ける労働者は増加傾向にありますが、不妊治療と仕事の両立ができずに退職する者は16%（女性では23%）に上がっています。退職していない場合であっても、通院回数の多さや、通院と仕事の日程調整の難しさなど、不妊治療と仕事の両立が困難な実態がみられます。

こうした状況に対応するため、令和2年12月に内閣府と厚生労働省が連携して、不妊治療を受けやすい職場環境の整備に向けた今後の取組方針が定められたところです。

制度的対応として、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）に基づく行動計画策定指針が本年4月に改正され、「不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施」が追加されました（別添1リーフレット裏面参照）。

当局では、各企業において、不妊治療を受けながら働き続けられる職場作りのため情報提供を行うとともに、不妊治療と仕事の両立のための職場環境整備を進める中小企業への支援策として、各種助成金の御案内を行っております。

つきましては、標記について、貴団体の会員に御周知いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

なお、参考までに広報誌等に御掲載いただく原稿例を同封いたしますので、御活用いただければ幸いです。

別 添

- 1 「不妊治療と仕事の両立支援について」
- 2 「両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）」
- 3 「働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）」
- 4 「原稿例」

<お問合せ先>  
三重労働局雇用環境・均等室（杉山、石川）  
TEL 059-226-2318